

令和5年第1回定例会  
新冠町議会会議録  
第3日（令和5年3月14日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

閉議宣告

◎出席議員（11名）

1番 武田修一君	2番 中川信幸君
3番 秋山三津男君	4番 氏家良美君
5番 但野裕之君	6番 竹中進一君
7番 長浜謙太郎君	8番 酒井益幸君
9番 須崎栄子君	10番 芳住革二君
12番 荒木正光君	

◎欠席議員（1名）

11番 堤俊昭君

◎出席説明員

町 長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
教育長	奥村尚久君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
保健福祉課長	鷹嘴寧君
産業課長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君

診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	工藤匡君
管理課長	湊昌行君
社会教育課長	新宮信幸君
総務課総括主幹	小林和彦君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	三宅正俊君
保健福祉課総括主幹	八木真樹君
産業課総括主幹	曾我和久君
建設水道課総括主幹	磯野貴弘君
管理課総括主幹	伊藤美幸君
管理課総括主幹	楫川聡明君
社会教育課総括主幹	佐々木京君
社会教育課総括主幹	坂元一馬君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長	田村一晃君
議会事務局総括主幹	三宅範正君

(午前 9時59分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。本日、堤副議長から体調不良のため欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。ただいまから令和5年第1回新冠町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、武田修一議員、2番、中川信幸議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、本定例会第2日目に設置されました、令和5年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に芳住革二議員、副委員長に秋山三津男議員。以上のとおり互選された旨、報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言をお願いいたします。

まず氏家良美議員の、中学生との町政懇談会についての発言を許可いたします。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 4番、氏家です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、中学生との町政懇談会についてを質問いたします。

昨年12月6日に、町長と中学生による町政懇談会が行われました。今回で6回目ということでしたが、数名の議員も傍聴させていただき、中学生が授業の中で気づいた地域のこと、身近な学校のことなど、新冠町の問題についてよく調べ質問する姿には頼もしさを覚えました。この事業は、公民の事業の一環で主権者としての意識を高めることを目的としているとのことでしたが、将来の町のリーダー育成の一助となっていると感じたところでもあります。中学生の提言はどれも興味深いものでありましたが、答弁としては、現実的に財政優先順位等考えると難しいというものが多かったかと思えます。中学生にとって答

弁については、満足のいくものではなかったかもしれませんが、まちづくりの一端を見ることが出来たよい経験ではあったのではないかと思います。中学生にとっても町にとっても、この事業というのは、今後も続けていくべきと考えますので、3点お伺いたします。

1点目、この事業に対する教育委員会の評価と、次回に向けての改善点はあるのでしょうか。

2点目、この事業においての中学生からの感想はどのようなものがあったのでしょうか。また、この事業に対する改善してほしいところなどの要望はあったのでしょうか。

3点目、中学生の視点での提案、要望に加えて、町長が進めている施策についての意見交換もしてみたいかでしょうか。そして、場所をこの議場で行うことにより、中学生もより一層心に残る事業になると考えますが、如何でしょうか。

以上3点お伺いたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 氏家良美議員からの、中学生との町政懇談会についてお答えします。

中学生との町政懇談会は、中学校において、3年生を対象に教育課程に基づく社会科公民の授業で学習した地方自治について、町長への質問や提言を通し政治に関心を持たせ、主権者としての意識を高め、深く考え、判断する学習を深めることを目的に、授業の講師に町長を招き、平成29年度から継続しておりまして本年度で6回目の開催となっております。本年度の懇談会につきましては、令和4年12月6日、4校時目の社会科公民の授業で行われ、中学生からの質問や要望、意見について、町長と懇談をいたしました。

ご質問の1点目、教育委員会の評価と改善点と、2点目の中学生からの感想と要望につきましては、合わせてお答えいたします。懇談会では、多くの質問に対応するために、1問に対して、1回の回答として進めたところがございますが、中学生から提出のあった質問や要望、提言は、生活に根差した事項から地域ごとの要望まで幅広い事項に及び、生徒達が地域を振り返り、真摯に取り組みられておりまして、意義深い授業となっているものと評価をしております。また、中学生からは、新冠町を改めて知ることができ、町に対する視野が広がった。今後自分たちが町の発展を築いて行くためにはどうしたらいいのか考えることが出来た。など、今後のまちづくりに向けた前向きな感想が寄せられた一方で、納得のいかない回答などに対し意見を述べる事が出来ないことや、意見交流を深められるような場を設けてほしいとの改善要望も寄せられてございます。このことは、教育委員会といたしまして、学校との十分な調整が不足していたものと捉えており、次年度に向けまして、懇談内容の工夫など対応を検討し、中学生がより深く学ぶことが出来る授業にしてまいりたいと存じます。

ご質問の3点目の、町長が進めている施策についての意見交換と議場での実施についてですが、この懇談会は社会科公民の授業でありまして、授業において身近なことに関心を

持ち、中学校に町長を招くことで、中学生にとって政治をより身近に感じる機会を提供することで、効果の高い取り組みになっているものと考えております。このことから、授業を重視した中で、懇談内容の工夫を検討してまいりたいと存じます。また、議場での実施につきましても、全員が参加する授業でありまして、中学生からは意見交流を深めたいとの要望がございますことから、身近に主権意識が育まれるような授業実践に向けて、学校における、カリキュラムマネジメントの充実を図ったうえで、学校の意向を優先に考えて参りたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、再質問ございますか。

氏家委員。

○4番（氏家良美君） 今回の教育長の答弁でもありましたけれども、中学生というのは本当に私も傍聴させていただきましたが、本当に力のある、ふるさと新冠を思い、力のある意見だとかあったので、意見交換が本当にされればいいかなと本当に思います。この今回の事業というのは、事業の一環ということで、中学校側からの要請で行われていた事業ではありますけれども、町長が就任以来再開されている、町政懇談会をやっていることとの思いは合致すると思っておりますので、通告はしていませんが答弁いただけるのであれば、今回このような中学生版のこの町政懇談会に参加された町長の感想と、またこの事業に参加される町長の思いというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の質問にお答えしたいと思います。私は、中学生とこういう場を設けることは、お互いの町を思う気持ちを表に出して、これから子供たちが成長していく上で、非常に重要なことだと思っておりますし、そのような観点からもこういう機会を設けたことは、非常にいいことだと思っておりますし今後も続けたいというふうに思っております。私はあくまでも、中学生を主体と主体にして懇談会を行いたいというふうにかねがね思っております。そういった中で、どうしても社会科の授業の一環としてやるものですから、時間も限られますし、ただ多くの質問に答えてあげたいという気持ちも当然あります。そういった中でどうしても、ピンぼけがしてくるといういいですか、その1点に集中してなかなか話をしてあげられないというジレンマもございます。そういった意味で、教育委員会には私のほうから指示した内容をもって、今教育長が答弁されてございますので、今後に向けて改善をしながら、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○4番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で氏家議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の、診療所改築に関する近隣民間医療機関との協議についての発言を許可いたします。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 7番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、診療所改築に関する近隣民間医療機関との協議についての一般質問をいたします。

2月3日、地域を対象に日高徳洲会病院だより2023年2月号として、新聞折り込み広告が入り、それは以前から進められていたと思われる新築移転構想でした。具体的詳細については、多くの方が目にしたと思います。日高徳洲会病院は、2025年、令和7年11月の完成を目指し新築移転の計画を進めていることを公表しました。その詳細については割愛しますが、ハード面ソフト面ともに充実し、日高管内の医療と福祉の中核を担う、将来にわたって期待が持てる中身です。ほぼ同時期に、町が違うとはいえ、ほぼ同じ区域で同等以上の規模と機能を持つ医療機関が民間で整備されることは、地域内外の利用者にとっては、喜ばしいことでもあるのですが、採算性や持続可能な維持管理体制など、先々を見据えると当町が進めている診療所改築に関し、いま一度その中身を再考してもよかったのではないかとさえ思っています。官と民が連携を図り役割と機能を分担し特化することにより、それぞれが目指すべき果たすべき使命が明確となり、安心安全な地域医療が確立すると考える中、絶好の機会ではなかったのかとも考えます。この計画についての情報は知っていたのか。相談や構想を持ちかけられるようなことはなかったのか。こちらから打診し歩み寄るような考えはなかったのか。打診したが実現しなかったのか。一連の流れについての詳細とこの構想についての町長の所感を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員から御質問の、診療所改築に関する近隣民間医療機関との協議についてにお答えいたします。

ご質問にありますように、新ひだか町に所在する日高徳洲会病院は、令和7年の開設を目指し、新築移転計画を進めており、このことは新聞折込を通じ広報されたところでございます。ご質問は、近隣民間病院の計画との連携により、当町が抱える医療分野におけるハード、ソフト両面の課題解決の方策はなかったのか。との趣旨と存じます。このご質問は4点いただいておりますが、経過を含め全体についてご答弁申し上げます。

まず、情報取得に関してですが、当町がこの計画の情報を取得したのは、令和3年1月で、日高徳洲会病院長が来庁され、病院建て替えの話をお伺いいたしました。その際伺ったことは、徳洲会本部において全国の系列病院を4か所建て替える計画があり、その候補病院の中に、日高徳洲会病院が含まれていること。また建て替えは、日高中部圏域を対象として移転改築を考えており、新冠町では、西泊津高台の町有地を対象としており、実現の可能性についてのお話でございました。これに対し町は、当該地の図面を提供した上で、上下水道を含むインフラが整った場所でないことや、道路事情も作業道であることを説明いたしました。加えて、町有地以外の遊休地の情報も提供可能であることや、以後の相談窓口を保健福祉課として対応することを申し伝えたところでございます。徳洲会側からは、正式に建て替えが決まれば、本部職員を加えて再訪問することで帰られ、同年5月には徳

洲会本部職員が来庁予定でありましたが、相手方の都合でキャンセルとなっております。その後、相手側からの連絡は途絶えておりましたが、令和4年7月開催の管内副町長会議の意見交換において、新ひだか町静内地区に建て替えが決まったとの情報を入手したところでございます。その後、本年1月中旬に日高徳洲会病院事務長が来庁され、2月に公表された日高徳洲会だよりに掲載された内容の範囲において、構想の説明を受けたところでございます。従いまして、建て替えに関する情報は、令和3年1月の段階で入手しておりましたが、その後の計画の進捗状況は知る機会がないまま、私どもが相談を受けたのは、建て替え候補地に関する事項のみであり、本件はあくまでも、全国展開する医療法人の計画であることを踏まえ、候補地の相談を受けたことをもって、民間計画に積極的に関わりを持つことは、しなかったところでございます。

最後に、日高徳洲会病院の建て替え構想に対する所感についてであります。具体化した計画を徳洲会側から説明され、日高中部圏域にこの医療環境が定着すれば、当町を含む管内の医療環境は、大きく変化する可能性があります。また、官と民の医療関係は将来に向け、当町も考慮しなければならない視点であると考えている一方、医療の不採算地区といわれる日高管内において、この民間構想がどのように定着していくのかを注視する必要があると考えており、医療連携や民間活用に関しては、短期的協議で実現するものではないこともご理解願いたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 長浜議員、再質問ございますか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 診療所改築は、町民のために必要だと考えた町長の公約であります。地域の医療環境の変化とともに計画を変更することは、町民にとって不利益になることではないと考えます。むしろ柔軟に検討見直しをすることが町民のためになると考えます。実際に町長は、光回線整備や道の駅について、これまでも、優先度の見直しを図ってきました。常勤医師の退職により患者だけでなく職員も不安を感じる、医師、診療体制の中、常に改善改革に向けて努めることが行政の使命だと考えます。医療は選べますが、義務教育は選べません。中学校建て替えも控える中、財政負担に対する優先度も考慮し、民間医療機関の新築移転という地域医療の環境変化に伴う、当町の最適な医療について、再検討する考えはないでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問についてお答えいたします。当町診療所の移転改築計画は、施設の老朽度合いや設備の事情によって計画したもので、特別委員会の調査報告内容を踏まえた中で進めてまいる考えであり、日高徳洲会病院との連携は移転後の運営において関係づくりを行う中で、官民の連携の方向性を見出していく必要があると考えていますが、徳洲会病院の移転にあわせ、当町の課題を解決することは、調整機関や相手方の考えなどにおいて、難しさがあることを御理解願いたいと思います。また、菅と民との医療連携は将来に向け、当町も考慮しなければならない視点であると思いますが、短期的協議で実現

するものではないとも考えております。また、徳洲会事務長との懇談において、徳洲会の将来的な運営展望に、公立病院の指定管理や民間移行の考えがあるかを確認しましたが、現状は、新病院の経営を軌道化させることを優先とするが、法人の方針として、地域の医療介護を担っていく考えはあることは、確認しているところでございます。

一方で、管内中核病院である浦河赤十字病院が医師確保や採算性から、二次救急の運営に関し管内へ助成を求め、それがかなわなければ、救急医療から撤退を口にしていくところでもあります。このように、民間は不採算分野からは撤退し、経営を優先するというところを経験していることから、移転後の状況を見極めることが必要と考えてございます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 移転新築後の日高徳洲会病院が、当初の青写真どおりに進まなかったとしても、その存在は、当町に対し大きな影響を及ぼすことは間違いないと考えます。そこで当町の診療所改築に関し、将来的に介護施設として転用ができるような含みを持たせたものとする可能性を残す必要があると思っておりますが、如何でしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員の再々質問にお答えいたします。この間、診療所の改築構想基本計画を足早に進めてきましたが、日高徳洲会病院の計画によって、国保診療所の基本計画に与える影響も皆無とは言えないと考えております。国保診療所改築基本計画における施設整備の基本方針に、医療環境の変化に対応できる施設整備を掲げております。これは、医療環境やニーズの変化によって、標ぼう科目の変更や病棟の配置替え、用途変更も想定した中で、耐震壁の適正配置、ロングスパン化など将来ニーズに対応可能な施設計画を検討することとしており、現在取り進めております基本設計業者の選定においても、それらのことを踏まえた提案を求めているところでございます。いずれにいたしましても、本定例会に報告がありました、新冠町立国保診療所改築調査特別委員会の調査結果並びに長浜議員の質問趣旨を念頭に、国保診療所の件、医療体制を含め取り巻く医療環境を十分把握し、基本設計を固める前に建築規模、機能、建設費等を見極め議会側にも説明の上、御理解をいただきながら、取り進めてまいり所存ですので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（荒木正光君） 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一議員の、ICT先進自治体への取り組みで町の活性化をの発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番、竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。ICT先進自治体への積極的な取組についてでございます。

アナログからデジタル技術へと、世の中は急激に進化をいたし、第4次産業革命とも称されております今日、ICTによる全く新しいIT関連事業の企業が次々と生まれ、注目



されるようになり、余談ですが、特に馬産地に関係の深いIT関連の新しい馬主さんも、大変多く目立つようになってきております。また、AIやTX、IOT等のほか、多種多様の分野でICT活用が促進されてきており、これからますます需要が増え、急激に進化し続けるこの状況下、先進国中でもデジタル部門において、決して上位とは言えない我が国においては、さらなる普及と技術革新に各種制度を設け、積極的に取り組んできております。以上のような状況下では、ますます増え続けるデータのクラウド化により、データセンターの設置が進みつつあるわけですが、センター内の機器が発する熱を冷やすために、相当のエネルギーを必要とするために、立地条件として冷涼な機構の北海道が有利なようでございます。先般、関連セミナーにも参加いたしました。北海道内で稼働いたしているのは、石狩市のさくらインターネットが有名で大規模ですが、そのほかに、美唄市でもホワイトデータセンターが稼働しており、豪雪地帯でもあることから、除排雪を利用したサーバーが発生する排熱の雪冷房と廃熱を活用して農産物や水産物を生産し、産業クラスターを形成いたしている事例もあるとのことでした。今年度は、経済産業省がデータセンター拠点の設置に前向きな地方公共団体を募り、旭川市、石狩市、釧路市、苫小牧市が名乗りを上げ、全国的にも70か所以上の自治体から希望が出ているようでございます。現在、稼働いたしている道内のデータセンターは、自治体と企業が一体となって取り組みを行い、稼働までには10年以上の期間を要して実現に至っており、将来を見越して取り組むためには、相当の決意で取り組まなければならない事業だと思いますが、データセンターの需要は今後ますます広がりを見せると思いますので、取組企業や関係機関との情報収集と働きかけなどを行い、新冠町でも検討いたしていく考えはないでしょうか。

本年2月16日新冠町明和のビッグレットファームにおいて、シャープ株式会社ほか数社によって、ローカル5G等の実現に向けた開発実証実験が行われました。新冠町では既に令和元年に日高育成公社において、8Kの画像と5Gの電送実証実験が行われ、さらに前途の画像とローカル5Gの電送公開実験が行われました。初回の実証実験では、鮮明な動画を送受信することが主な内容で、馬を対象といたしておりましたので、遅延のない調教の様子と、馬の細かな毛の一本一本まで手に取るように見ることができるとが主な内容でした。今回は、トラクターを稼働させて雪かきの作業を行うところを視察させていただくことが出来、事前に作業機や作業区域の膨大なデータを入力し、そのデータの送受信による実験でしたが、これにより、変形いたした区画や高低差のある場所においても問題なく作業が行われることを確認いたすことが出来ました。また、一方では、既に新冠町の先進的な農家において、同様の運転アシストシステムであるGPS機能のついたトラクターが、肥料散布の撒きムラや牧草の作業、田植機やコンバインにも、機械を取付けて稼働いたしております。これですと、熟練の方が作業に当たらなくても、初心者のような方でも、補助的に運転席に乗り、作業が出来ております。楽できれいで無駄がなく、効率のよい作業を行っている光景が見受けられるようになりました。ただ、この装置もやや高額なため、全体的な普及には至っておりませんので、新冠町において、補助制度を考えてはど

うかとも思うところですが、別の機会に提案させていただきたいと思います。

今後、ローカル5Gが本格的に導入されることになりましたら、運転席に人が乗ってなくても、正確かつ効率的な作業が、期待できることとなり、人手不足が深刻になってきている農業分野はもちろん、遠隔医療、自動車の自動運転などのほか、多種多様の分野への普及が待たれるところでございます。実用化までは、もう少しの間があり、まだまだ安価で使い勝手のよい装置への改良など、課題のあるローカル5Gですが、これから、誰もが普通に使うことができる装置になるために、今後も実証実験が繰り返されると思いますので、ますます進化をしていくための拠点として、既に2回の実績のある新冠町は、ローカル5Gといえば新冠町となるように積極的に、関わってまいるべきではないかと思えます。また、令和5年度一般会計予算の中に、ワーケーションへの取組予算が盛り込まれておりますが、これも、光回線とICTを活用した新冠町の活性化を見越した施策だと思えます。今まで述べました内容も含め、現時点でも外部から、新冠町はICTの取組に積極的とのイメージは、必ず持っているのではないかと考えておりますが、今後もさらに積極的にICTへの新しい取組を行い、ICTの先進的に魅力のあるまちへのアピールをしていく考えはないかについてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員の御質問の、ICT先進自治体への取り組み、町の活性化についてお答えいたします。お答えする前にですね、竹中議員の御質問に、通告がない部分もありましたので、通告のある2点に絞ってお答えいたしたいというふうに思いますので御理解願います。

2021年10月、岸田文雄首相は所信表明演説において、地方と都市との差を縮めるデジタル田園都市構想を掲げ、地方におけるデジタル施策の推進を政策の1つとして掲げました。デジタル田園都市構想にはデータセンターの地方分散があり、これは欧米に比べ日本におけるデータセンターの設置箇所数が少ない状況の中、ICT環境改善という目的と情報ネットワークの要所と言えるデータセンターを、分散化させることで危機対応能力を高めるというセキュリティ上の目的もあるかと考えるところです。しかしながら、同構想の中ではデータセンター建設による事業戦略が明確化されていないため、データセンターを誘致した町において、どのような付加価値をもたらすものか、把握できずにいるのが実情です。これまでデータセンターを誘致、建設した自治体は、冬期間における積雪をデータセンターの冷却設備に活用するなど、地域の特色を生かした誘致の事例は散見されますが、雇用の創出、地域経済への寄与といった私たちが誘致という事業に期待する効果は、希薄であると考えております。また、カーボンニュートラルとの関係では、データセンターは、多くの電力量を消費するという地域にとってマイナスの事実もござります。これらの状況と新冠町の立ち位置を考えたとき、加えて解決しなければならない多くのまちづくりの課題がある中、データセンターの誘致を優先して進める考えは現時点でございません。

次に、ICTに係る町の取り組み姿勢についてですが、竹中議員の通告の中にありましたように、現在、町内民間事業者には、情報通信技術の活用により労働力の省力化を図る取り組みや、新冠町商工会によるICT人材の育成と将来的な起業を目的とした若年層に対するICT教室の実施など、町内において情報通信技術を積極的に活用する取り組みが生まれてきています。これら民間事業者の取り組みに対し、町はできる範囲で協力を行う考えであり、また町としても、ワーケーションやサテライトオフィスの可能性を探る実証事業の取り組みを計画しており、ICTに係る取り組みについて町として推進して行く所存ですので、よろしくお願いたします。

○議長（荒木正光君） 竹中議員、再質問ございますか。なお通告した内容で、町長答弁の範囲で再質問を受けます。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 現在、5G通信網は、都市や市街地などに限られ、基地局から発する電波の到達距離に制限があるなど、問題点もありますけれども、利用希望者へのエリア拡大による提供は、徐々に広がりつつあり、全体の普及が待たれるところでございます。今、世界は6G7Gへ向けて開発が進みだしております。6Gは2030年に実現見込みで、既に7G技術の開発にまで見通し、技術開発が進んでおります。このような技術革新の進展、あるいは6G7Gの最先端情報技術時代には、ICTを利用した、世界中のシステムを動かすために、膨大なデータが蓄積されなければならないわけで、新規データセンターへの需要と期待はますます増えてくると推察されるところでございます。今後も、日本におけるデータセンターを取り巻く環境と技術も、世界に肩を並べるレベルに達する可能性があると思っております。そういった事態を見据え、先に申し上げた、道内のデータセンターの実現までに要した経過などを参考にいたしても、それまでには、一朝一夕とはいかないわけですから、来年度取り組むワーケーションの予算もこれから審議されるわけで、これが順調に推移いたしましたら、テレワークセンターなどへの発展が期待され、ICTへの取り組みが積極的な町へのアピールということをしたせば、今まで取り組んできた農業支援や協力隊が新冠町を希望する方々が増えるように、関心を引くことができることにもつながると思えますし、新冠町活性化の重要なポイントになるのではないかと思いますので、改めて、関連企業等の誘致に取り組むという、将来的な可能性はないでしょうか。ただいま町長の答弁の中にありました、カーボンニュートラルへの逆行の件ですけれども、こういったエネルギーの件につきましては、グリーンエネルギーを使って、それでカーボンニュートラルに逆行しないような法則もとられているように思っております。さらにまた、5Gの実証実験が2回行われたわけですから、今後とも、これに積極的に、メーカーやら、国の機関と、取り組んでいくのか、ことについてもお答えいただければ幸いです。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えします。将来的な可能性について考え

た時、技術革新が目覚ましい情報通信の世界ですので、今後、情報技術によって、どのような社会変化が生まれるのか想定出来ないと考えます。情報技術に対する将来的な町の対応について、現状、明確な答弁をすることは難しいと考えますが、その時代に合わせ適切な判断をしたいと考えておりますし、このことは、データセンターにかかる企業誘致についての考えにおいても同様です。今後にありましても、時代に合わせ社会状況と、社会環境の中で、適切に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 竹中議員、再々質問ございますか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 1点お願いしたいのは、折角2回にわたって5Gの実証実験が新冠町において行われたわけですが、これについても、総務省、それから各メーカーと、今後ともより緊密に連絡を取り合って、積極的に誘致していくというような考えはないかについてお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再々質問についてお答えいたします。御承知のように、5Gをうちで2回ほど実証実験やっておりますが、やはり山間地域であるということもありますし、非常に課題としても、いろんな面も出てきてございます。そういった中で先ほども御答弁したように、その状況をよく見ながら判断して、次につなげていくという考え方を持っておりますので、そういう状況になりましたときには、積極的に対応してまいりたいというふうに考えておりますので御理解願います。

○議長（荒木正光君） 以上で竹中議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の、森林環境譲与税の活用についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので、森林環境税の活用について質問いたします。

その前に、一般質問要旨に誤りがありますので、訂正をお願いいたします。4行目の約6000億円との記述ですが、約600億円の誤りです。訂正をお願いいたします。それでは、質問いたします。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素、CO<sub>2</sub>を吸収する森林は、脱炭素社会を実現する上で不可欠な役割を果たし、地球温暖化防止に貢献しています。森林が光合成により吸収した二酸化炭素、CO<sub>2</sub>は、炭素のみが樹木の中に蓄積され、酸素は大気に放出されます。炭素は樹木の中で、固定化されており樹木を燃やさない限り、吸収された二酸化炭素CO<sub>2</sub>が大気に戻ることはありません。このような形で、地球温暖化の防止に貢献している森林の保全は重要と言えます。また、森林は二酸化炭素CO<sub>2</sub>を吸収するだけでなく、豪雨の際には、土壌中に雨水を貯留して、河川への急激な流入を防ぎ、洪水を緩和したり、土砂の流出を防止する機能も持ち合わせています。このような機能を持つ森林を自治体が適切に整備、管理して、保全するための財源として、個人住民税を納めている約6千万人

の納税者から、年間千円を住民税に上乗せし、約600億円を徴収する森林譲与税は、2024年度から導入されます。国は、この森林環境税を各自治体の私有林と人工林の面積、林業従事者の数、人口の3つの基準に応じて決定し、市町村に約540億円、都道府県に約60億円を森林保全担い手確保などに活用させるために、森林環境譲与税として配分します。これに先行して国は、2019年から森林環境譲与税を交付金として自治体に配分し、森林保全に向け取組を促していますが、活用していない自治体も多く、この3年間に配分された約840億円の47%に当たる約395億円が活用されず、積み立てているケースが多いとされています。そこで次の3件について伺います。

1点目、当町における過去3年間の森林環境譲与税の交付金額とその活用状況は。

2点目、今後の活用プランは。

3点目、林野庁が昨年まとめた森林環境譲与税に関する施策事例集には、学校教育に接続したものとして推奨されている木材利用普及啓発があり、その中で福島市は、森林林業学習会や木製遊具による普及啓発で、森林環境譲与税を財源として森林経営管理制度に基づく取り組みを進め、市内小学校を対象に森林林業学習会を開催し、市内森林での間伐作業見学、丸太切り等の体験学習、林業施設見学を実施し、森林整備と木材利用の結びつきについての理解を促す木育を行っています。当町も、教育関連事業に森林環境譲与税を活用すべきと考えます。町長の所信を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員から御質問の、森林環境譲与税の活用についてにお答えいたします。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養など、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっております。このような現状のもと、国は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律を制定いたしました。市町村及び都道府県は、譲与された森林環境譲与税を財源に、森林整備等を行うこととなります。

ご質問の1点目ではありますが、令和元年度から令和3年度までの過去3年間に当町へ譲与された金額は1242万9千円で、全額を森林環境譲与税基金に積み立て、このうち令和3年度予算の執行にあたり204万6千円を基金から取り崩して林道維持費に活用いたしました。また、令和4年度予算の執行にあたりましては、令和3年度末基金残高1038万4千円を全て取り崩し、私有林の間伐事業及び林道治山施設の維持管理費に活用いたしました。加えて令和4年度の譲与予定額551万6千円は基金積立を行わず、令和4年

8月に発生した大雨災害による林道復旧費及び治山施設の維持管理費用への活用を計画しております。

次に、ご質問の2点目と3点目を合わせてお答えいたします。今後の活用プランでありますが、森林環境譲与税は間伐等の森林整備に関する施策と担い手の確保や木材利用の促進など森林整備の促進に関する施策に充てることとされ、当町としては新冠町内の森林整備や林業の担い手対策、木材利用の推進、林道や作業路などの路網整備、山地災害の未然防止対策、有害鳥獣対策など森林整備に関連した幅広い活用を考えております。

但野議員からご指摘のありました、譲与税が活用されないまま、基金に積み立てられている要因の一つには、私有林が全く無い大都市へ多額の譲与税が譲与されている実態があります。これは譲与税の算定方法に人口要件があることから生じた弊害と捉えられ、これら要件の見直しについて議論が進んでいるとの一部報道もございますが、一方、森林地帯を多く抱える市町村の譲与額が増額されますと、ご提案のありました木育につきましても、担い手育成の観点から検討を進めて参りたいと考えておりますし、当面は森林現場に近い使い道として、私有林の森林整備や林道等の維持管理に係る費用を優先させたいと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） ただいま町長から、木育に関しまして前向きな意見をいただいたと感じております。そこで、教育長にお伺いします。当町は豊かな森林資源に恵まれています。未来を担う子供たちに、森林の持つ地球温暖化防止や洪水緩和などの機能を理解してもらうためにも、また先ほど町長が述べられましたように、担い手育成のためにも、木育が重要な役割を果たすものと考えております。国からの交付金で賄うことも出来ます、林野庁も教育関連事業を推奨していることから、木育を総合学習の授業などで行うことも可能と考えます。教育長の木育に対する考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 但野裕之議員からの御質問の、木育に活用するべきではについてお答えいたします。木育は、子供を初めとする全ての人が木と触れ合い、木に学び、木と生きる取り組みでありまして、子供の頃から、人と木、森林との係わりなど、木を身近に使っていくことを通じて、豊かな心を育むことは大切な教育だと考えております。学校における教育活動は、学習指導要領に基づき、各教科の教育課程が構成されますが、加えて、環境教育、人権教育、消費者教育、情報モラル教育、性教育、主権者教育、防災教育、食育、職業教育、そしてSDGsなど、様々な教育活動の充実が期待されているところでありまして、木育を含めて、全てを個別の教育活動として取り組むことは難しい状況でございます。木育に関する取り組みといたしまして、社会教育事業では、ツリークライミングを初めとした自然との触れ合いを大切にしたい事業展開を図っているところであります。また、認定こども園や各学校につきましても、校地内の環境や校外学習を通じて、木や森

林など自然とのかかわりを大切にしているところをごさいますて、今後におきましても、これらの取り組みの中で、木育を進めてまいる考えでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますかありません。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、但野裕之議員の、部活動の地域移行についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。引き続き、通告に従い部活等の地域移行について質問いたします。

部活動の地域移行が2023年度から始まりますが、部活動の地域移行が求められる背景の一つに、教員の働き方改革があります。教員の長時間労働は深刻化しており、部活動を全廃しても、文部科学省が定める残業時間のガイドラインを超えているというデータもあります。一方、少子化に伴う部員の減少により、学校ごとの部活動が困難になりつつあるという現状も、部活動の地域移行を高める要因ともなっています。部活動の地域移行が新聞等で報道されてからは、部活動に精励する子を持つ親や、スポーツ少年団の指導者らにとって大きな関心事となっており、どのように移行していくのか注視しているものと思われます。スポーツ少年団のある指導者は、どのような形でかかわりを持つかを真剣に考えており、国や町教育委員会がどのように考えているのか、実際、私自身に相談を受けています。

このような中、日高管内教育委員会連絡会議が2月1日に開会され、2023年度から始まる部活動の地域移行や管内の学力状況などの教育課題について、講演や研究協議が行われています。部活動の地域移行についての講演では、昨年12月に国が示したガイドラインに触れながら、今後の方向性について示唆しています。市町村が実施主体を設置するパターン。既存の組織が実施主体となり地域や学校と連携するパターン。学校管理下の部活動を継続しながら、地域と連携し指導者を配置するパターン。の3パターンが共存する形で、部活動環境が確保されるとしています。当町はどのパターンで移行を進めるのでしょうか。また、北海道教育委員会は、2月10日に2023年度北海道予算案のうち、教育関係分を発表しています。総額は3691億1700万円で、2022年度当初予算比3.6%減となっています。骨格予算の中で、公立中学校の部活動移行への支援、いじめや不登校への対応に重点を置いています。その中で、新規事業の部活動の地域移行の支援

には、1億3500万円を計上しています。道内では、44市町村が地域移行を検討しており、受皿となる団体と学校、自治体間の調整役となるコーディネーターを派遣するとしています。当町は、地域移行を検討している44市町村に入っているのでしょうか。部活動指導の教員の負担軽減を図り、部活動に取り組む生徒らの健全育成のためにも、北海道教育委員会の支援を受け、部活動の地域移行を進めるべきと考えます。教育長の所信を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 但野裕之議員から御質問の、部活動の地域移行についてお答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の一環として、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行する方針を国が示したものでありますが、但野議員から令和4年第3回定例会において、同様の質問をいただき、多くの課題があるが国及び道教委の動向を踏まえながら取り進めていく旨の答弁をしておりますことから、まず、その後の対応からご説明いただきます。

教育委員会ではこの間、地域移行の方針に対する中学校の考え方について確認するため、令和4年10月25日に情報交換の場を設けました。中学校からは、働き改革は必要であるが、すぐに地域移行しなければ学校から不満が生じる状況にはないことから、十分な協議検討を重ねた上で町の方針を定め、準備を進めていただきたいとの意向を確認しております。また、11月25日に開催された令和4年度第2回新冠町総合教育会議において、町長と地域移行に係る課題の共有を図ったところでございます。国の動向であります、令和4年12月27日に、スポーツ庁と文化庁から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されましたが、3年間での移行は困難との地方自治体からの指摘を受け、令和5年度から7年度までを改革推進期間に改め、達成目標は設定しない方針に転換されたところであります。また、道教委においては、コーディネーター配置支援事業等の支援策を創設するとともに、国のガイドラインを踏まえ、本年2月16日付けで、令和5年度から7年度までの3年間を期間とする北海道部活動の地域移行に関する推進計画案を示したところです。

ご質問の地域移行をどのような方向性で進めるのかについてであります、次年度に教育委員会、中学校、PTA、スポーツ及び文化団体の代表者等による協議会を設置し、地域での受け皿の一つと考えられる団体等の現状把握と地域移行に向けた解決策について情報交換をした上で方向性を見出して参りたいと考えているところでございます。

また、道教委の財政的な支援を受けて移行を進めることにつきましては、今後において方向性が定まり、それに向け取り進める上で活用可能な支援事業がございました活用を検討して参りたいと存じます。

中学校の部活動は、これまで学校教育の活動の一環として学校が担ってきたものであり



ますことから、その役割を永続的に地域が担っていくには、困難な課題が多くございます。このことは、他町においても同様と捉えており、中部圏域や管内の連携も視野に入れ、慎重に検討を進めて参る所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で但野議員の一般質問を終わります。

次に、須崎栄子議員の、軽種馬生産に対する町の具体的な施策推進についての発言を許可いたします。

須崎議員。

○9番（須崎栄子君） 9番、須崎栄子です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、軽種馬生産に対する町の具体的な施策推進について質問をいたします。

新冠町議会議員を2期8年務め、これまでの議員人生を振り返りつつ、新冠町の基幹産業として位置づけられる軽種馬生産について、一般質問をさせていただきます。私はこれまで、家業である軽種馬生産に関する議会での議論については、家業への利益誘導になりかねないとの思いと、同業経営者から様々な事情を知ることが多かったこと、そして、何より公平な立場で発言しているのかという疑問を町民が抱くのではないかという懸念から、軽種馬生産に関する質問あるいは要望には、距離を置いて議論に参加してきました。しかしながら、2期目最後の一般質問に際し、先人たちが築いてきた我が町の軽種馬生産を未来へ引き継ぐために意を決して、質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私たち軽種馬生産農家は、これまで多くの浮き沈みを経験し、今、私の周りには、古くから経営を続ける軽種馬農家は少なくなりました。それは、軽種馬生産という産業が、景気に大きく左右されることから、経営の一瞬のつまずきを取り返しのつかない結果につながりやすいということがあると思っております。現在は、日本経済の一部の業種の景況が良好なこと、そして、馬主の購買意欲が国内に向かっていることが、順調なサラブレッド販売につながっており、まさに追風に帆を上げるかのような状況だと感じております。しかしながら、市場参加者が毎年変わることを考えると、買手の減少がいつ訪れるかという心配が絶えることはありません。また、大資本経営の独壇場と感ずるグレードレースを見るにつけ、個人経営農家が、多い我が町の軽種馬生産の行く末には不安が尽きることはありません。軽種馬生産は、生活に関わる生産事業ではないという特徴から、国の支援を受けることがたやすくありません。それゆえ、町の支援を仰ぐことが多く、また、町が軽種馬産業を育成しない限り、軽種馬生産は先細りになると考えております。幸い当町は、他町に比べ多くの支援策を講じていただいているため、軽種馬農家にとっては、恵まれた環境にあると感じております。このような、町の軽種馬産業に対する支援をできるなら続けていただきたいと思っております。昨年6月定例会における同僚議員の一般質問において、鳴海町長の答弁では、当町にとってサラブレッド生産は、歴史ある基幹産業です。先

人たちが守り育てたサラブレッド生産は、第一次産業として、そして、観光施策における町の財産として、次代へと引き継がれていくために、町として取り組みを進めていくという答弁がありました。私たち軽種馬生産農家にとっては、大変ありがたく心強い発言に感激した次第です。1年近い時間が経過し、改めて鳴海町長に、軽種馬生産に対する取り組みの方向性を伺うと同時に、今後の新たな取り組みの可能性について、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。鳴海町長がおっしゃった、次代へ引き継がれていくために、町として取り組みを進めていくという言葉には、現在行っている施策の継続という意味もあるかとは思いますが、これからの時代の変化に対応する施策の展開についても、念頭に置かれた発言かと考えます。繰り返しになりますが、鳴海町政における軽種馬産業の位置づけと、支援の方向性、そして新たな取り組みについて伺います。再質問はいたしませんのでできる限り、具体的な答弁をお聞かせ願えればと思います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 須崎栄子議員から御質問の、軽種馬生産に対する町の具体的な施策推進についてにお答えいたします。

軽種馬生産業は、新冠御料牧場の農地解放という歴史的な背景や、有限会社日高軽種馬共同育成公社の設立など競走馬の育成環境の充実のもと、新冠町の基幹産業として大きく成長し、まちづくりの振興と地域経済の発展に寄与しております。また、当町で生産された名馬達の活躍は、競馬ファンのみならず、多くの日本国民に勇気と感動を与え、馬産地新冠町の名を全国へと知らしめるとともに、サラブレッド銀座通りに広がる雄大な牧歌的風景とサラブレッドが野を駆ける姿は、当町を訪れる多くの観光客を魅了しております。

当町にとって軽種馬生産業は一次産業だけに収まらず、観光施策としても重要な一翼を担っており、まちづくりの柱となる産業として位置付け振興して参りました。その思いから、昨年6月定例会での長浜議員からの一般質問、馬産地としてのマナー啓発と地域振興に対する回答で、サラブレッド生産は、第一次産業として、そして観光施策における町の財産として次代へと引き継がれて行くために、町として取り組みを進めて行く。と申し上げたところでございます。

現在は好調な売れ行きが持続している軽種馬生産業であります。景気の影響を最も受けやすい業種であるとも言われております。町といたしましては継続的な支援が必要と考え、令和5年度町政執行方針で述べましたとおり、軽種馬販売促進事業、軽種馬市場上場促進事業等の振興策を実施いたします。軽種馬販売促進事業は新冠町軽種馬生産振興会からの要望を受け実施をしている事業で、インターネットを活用し、ホームページやツイッターにより売り馬情報を発信します。特に、歩様動画の配信は新冠産馬への馬主の関心を高め、購買意欲の向上が図られております。

また、軽種馬市場上場促進事業は、市場上場に向けた馴致訓練やボディーコンディショニングのためのコンサイナー費用に対する支援でございます。当町が実施しております、

これらの軽種馬生産者への支援は、馬産地日高の中でも手厚く、他町に抜きん出た振興策でございます。

現段階で新たな事業展開に関し、今お答え出来るものはございませんが、北海道や管内各町、農協、軽種馬関係団体等との連携した要望活動の成果もあり、令和5年4月1日に施行される改正競馬法では、競馬界の資金を活用した馬産地への支援措置が恒久化されることとなりました。また、当町は町内全域に光回線を敷設いたしましたので、軽種馬産業を始め各分野への新たな活用方法も期待されるところでございます。もとより私は、軽種馬振興の歩みを緩める考えはございません。今後とも新冠町農協や新冠町軽種馬生産振興会、軽種馬関係団体との連携を深め、時代に即した強い馬づくりと馬産地の維持、発展のため努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○町長（鳴海修司君） 須崎議員、再質問ございませんか。

○9番（須崎栄子君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で須崎議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の、子供子育て支援についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 8番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、子供子育て支援について、一般質問いたします。

少子高齢化社会が地域社会の喫緊の課題であり、まちづくりの観点から子供子育て支援施策は、持続可能で安心して住み続けるために重要と考えます。少子化問題は深刻であり、国と地方が連携し、課題解決のために共有しながら、安心して結婚、出産、育児ができる環境の整備、学びでは、幼児教育から高等教育まで、できる限り寄り添って支援策を講じていかなければならないと考えます。当町と同じように10万円を子供誕生祝金として、独自事業している公表された地方自治体に対しまして、私は直接電話で、今後どのようにされるのかということ意向調査させていただきました。北海道檜山管内の厚沢部町は、人口約3500人規模の町であります。ここは継続して支給する。芦別市、人口約1万2千人の町であります、市でありますけれども、継続して市内限定で使用できる10万円のクーポン券を支給する。岡山県備前市、ここは人口3万2千人で10万円を継続して支給する。長崎県東彼杵町、約7500人規模の町でありますけれども、ここも10万円を継続して支給するなど、5件電話したんですけれども5件とも、支給するということでありました。大手シンクタンク日本創研は、全国で、今年の出生数は、コロナ禍の影響もあり、前年81万人から4万人減の77万人と予想しており、80万人を割り込むだろうと、8年前倒しとの報道がありました。決して他人事ではなく、当町も過疎化に加えて少子化は深刻な状況であり、今年度の出生数は20人程度で、同様に影響を受けていると考えます。課題解決のために、継続的かつ効果的に支援が重要と考えます。昨今では、社会背景として、経済的問題、児童虐待、いじめ、不登校など、子供をめぐる状況は深刻であり、子供を持つこと自体、リスクと考える若者も増えています。国は、妊娠期5万円、出産時5万

円、計10万円の応援給付金と、特に精神的、経済的御負担が多い時期のゼロから2歳児に対しまして、伴走型相談支援を組合せた子供子育て応援給付金事業を創設しました。当町も1月から本事業を開始したところであります。

しかし、今定例会、町政執行方針にて町長が述べられた子供誕生祝い金を廃止決定する旨の発言を重く受け止めまして、疑義が生じたところであります。平成30年度から、町単独事業でありました子供誕生祝い金交付金事業を廃止する説明も受けたところであります。本年2月28日、社会文教委員会、全員協議会での子育て支援や経済支援策は本来、国が支援策を構築すべきとの認識をしており、国に対し再三要請を行ってきた。子供誕生祝い金交付金事業の役割は終えたものと判断を示されました。しかしながら、お子様は未来の希望であります。持続可能なまちづくり、地域の活性化からの観点からも、欠かせませんし、国の支援策と同様に、町独自の子育て支援、経済支援も必要であると思います。今後ますます少子高齢化社会の時代の中で、社会情勢が複雑化、希薄化する可能性が考えられますが、子供の悩みは多様化する時代に適用しなければならず、監護者は、苦勞されることが増していくと思います。また、子供たちの意見や考えを聞き取り、反映しやすく、置き去りにしない子供真ん中社会の実現、そのあらわれが、令和5年度からの国の子供家庭庁の発足と言えます。令和4年度は、国と町の事業を合わせて、出産された世帯に1人当たり20万円を支給するわけですが、令和5年度から、1人当たり、国の給付金のみ10万円となり、町の予算は、事業費10万円の町負担6分の1で済むこととなります。当町は、子供誕生祝い金交付金事業を検証し、どう判断されたのか。本事業を廃止し区切りをつけ、国の事業に移行を提案しましたが、様々な社会情勢や物価高、過疎地域における利便性を鑑みますと、上乘せしてもよかったのではないのでしょうか。また、現時点での当町は、新たな新規支援策もなく、国の事業に移行し当町の子供子育て支援策が後退した印象を受けます。多少なりとも他町より、子供子育て支援策で優遇されなければ、今まで以上に人口減少は早く進み、定住移住の推進に関しましても、影響があるのではと懸念されます。子供子育て祝い金交付金事業を継続した中で、子供子育て応援給付金に上乘せし、支給する考えはなかったのでしょうか。本事業を廃止前に議論した上で判断すべきであると考えますが、2点について見解を伺います。

子供誕生祝い金交付金事業を廃止する考えであります、判断基準は。

2つ目、子供誕生祝い金交付金事業は廃止ではなく、国の子供子育て応援給付金事業に上乘せして実施して維持するべきでは。以上所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員から御質問の、子供子育て支援についてにお答えいたします。

当町では、子どもの健やかな成長を支援するため新冠町子ども子育て支援事業計画に基づき、妊産婦新生児に対する保健指導や、小中学校の給食費無償化、更には高校生への通

学費の一部助成など、子どもの成長過程に応じた様々な支援を行っておりますが、今回見直しを図る子ども誕生祝金交付金事業は、平成30年度から町単独事業として、出生時の子育て世帯の負担軽減を目的に、出生児1人につき10万円を交付させていただいているものでございます。私は、本来このような子育てに対する経済支援策は、国が先導して実施すべきであるとの基本的考えを持ちつつ、この間、国に対して制度の創設について要請してきたところでもありますが、今般、国が子育て支援対策として、同様の制度を創設いたしましたことから、町単独事業を見直すこととしたものでございます。

そこで1点目ご質問にある、祝金交付事業を廃止するに至る判断基準についてでございますが、特に廃止を判断するにあたっての基準はございませんが、このたび国が創設した制度は、相談支援と経済支援を関連付けた出産、子育て支援交付金事業として、妊娠時と出生時に併せて10万円を交付する制度でございます。本制度は、単に祝金を支給するものではなく、町の母子保健事業として実施する保健師活動と連動させた伴走型の支援策で、相談業務を維持する上でも効果が期待できる制度であると判断しており、当町も本年1月から事業を開始しているところであります。町はこれまで、子育て期間における出生時の経済支援制度が少ないことから、独自事業を創設してきたわけでありましたが、国が出生時の支援策を創設したことをもって町独自事業の役割は終えたとも判断したものでございます。

次に、2点目の、祝金交付事業は廃止ではなく、国の給付金事業に上乗せして維持すべきでは。についてでございますが、このことについては国から自治体独自で妊娠出産期の経済的支援を実施している場合は、上乗支給による支援強化の考えも示されておりますが、これはあくまで要請であると捉えており、私は、子ども子育て支援を必要とする時期や内容は、点でとらえるのではなく、長期間に及ぶ子育て期間全体を見通した中で、必要な時期に必要な施策を行うという視点が必要であると考えております。

従って出産時期に支援が必要であると判断した町独自事業を国の施策に委ね、次のステップに進むという考えも必要ですし、一方で、限られた財源を子育て以外の事業に充て、町づくりを進めることも必要な考え方であると考えています。子育て支援に限って言えば、国は異次元の少子化対策を具体化する方針を示しています。子どもは国が主体性をもって実施する支援策の内容を注視しつつ、町独自の新たな支援対策の必要性についても見極めていく必要があるとも考えていますが、この度の見直しによって、出生時の子育て支援対策が低下するわけではありませんし、他町と比較し子育て支援対策も充実させてもおります。行財政改革や財政健全化に取り組む町として、限られた財政事情の中、事務事業の見直しは必要との考えで、国の制度への上乗せ支給を実施する考えはありませんのでご理解願います。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、再質問ございますか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 今の答弁を聞きまして2点質問したいと思っておりますけれども、まず

町長の答弁で、子供子育て以外に使うこともという、今、御発言がありました。それと、伴走型支援についても取り組むような考えも示されたように思いますけれども、今後も当町は、国の交付金財源を確保し、まちづくりを進めていかなければならないと思います。国による、今般の施策に関しまして新たな支援策も、国の動向を見極めていく必要性も示されておったと思います。一方で伴走型支援の検討、それからこの事業の、また違う使い道も発言があったことから行財政改革も進めつつ、施設大型改修も控えていますし、行財政改革は私も賛成であります。慎重な判断であると思っておりますけれども、今後も、子供子育てで支援拡充に望む声はありますので、2点質問させていただきます。

1点目、子供誕生祝金交付金事業を廃止した場合の削減の予算について、これはどのように、今の考えでいいんですけれども、考え方についてが1つ目と。

2つ目、子供子育て支援策、新事業でありますけれども、今後伴走型支援の可能性については、保健師が主になってくるのかなというふうに思いますけれども、それについての御所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問についてお答えしますが、伴走型というのは、まず、国の事業であるということをお理解いただきたいと思っております。それと、答弁繰り返しとなりますので、その辺も御了承願いたいというふうに思っております。

私の施策の一つとして、平成30年度から子供誕生祝金交付金事業を実施してまいりました。しかし今般、国が出産子育て応援交付金事業を創設し、今後においても異次元の支援対策構築方針が示されましたので、町が身を切ってまでしました子育て支援対策が国へ届いた結果だととらえ、町単独事業として実施してまいりました、本事業を一区切りとさせていただきます、子育て対策を含め、今、何が町に求められている支援策かを検証しながら、次につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。また、このことは、次の施策構築のステップであり、支援策の後退とは捉えてございませんので、あわせて御理解願いたいと思っております。決して、子育て事業をやめるということではないということを変更して申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 再々質問でございます。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 答弁を聞いて十分理解はするところではありますけれども、1点、確認なんですけれども、伴走型支援の今の町長の答弁の中で、国の事業だということは私もそれは承知しております。ただこれは公募型によりまして、町がこの施策に関して計画を立てて、それを国から補助金をいただいて、町もその6分の1だったと思うんですけれども、そのような形の中で、国と地方が連携した伴走型支援ということなので、各市町村にとってそれは委ねられているというふうに私は説明を受けてきたわけでありましてけれども、その点についてももう一度答弁をお願いします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。ですから、これから何ができるのか何がいいのか、その辺を協議した中で、当然国にも要求してまいりますし、その事業を実施していくつもりでありますので、御理解いただきたいと。

○議長（荒木正光君） 以上で酒井議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

皆様ご苦勞さまでございました。

（午後 11 時 56 分 散会）